

平成 27 年 3 月 23 日改訂

平成 28 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 3 月 12 日改訂

論文博士の審査のための手引き

(教 員 用)

長 岡 技 術 科 学 大 学

学 務 課

目 次

1. 論文博士の申請資格	1
2. 予備審査及び学位申請書の受理	1
3. 本審査	1
4. 学位の授与	2

※ 下記書類（様式）は、大学HPに掲載してありますが、審査結果の報告に関する書類（様式）は、後日学務課からお届けいたします。

- ① 学位審査委員候補者名簿（別紙様式1）
- ② 学外審査委員候補者略歴書（別紙略歴書様式）
- ③ 学位論文発表会開催通知（別紙様式2）

1. 論文博士の申請資格

- (1) 本学大学院5年一貫制博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者
- (2) 学校教育法第83条第1項に定める大学卒業後原則として7年以上もしくは大学院博士課程の前期課程又は修士課程修了後原則として4年以上の研究歴を有する者
- (3) 前2項と同等以上の研究歴を有する者

2. 予備審査及び学位申請書の受理

- (1) 「論文博士の学位審査手順に関する申合せ」(平成16年4月1日学長決裁。以下「申合せ」という。)により、論文博士の学位申請希望者は、学位申請書の提出に先立ち、当該専攻又は分野が行う予備審査を経なければならないこととなっています。
- (2) 当該専攻又は分野では、この申合せにより予備審査の実施方法を定め実施するとともに、論文の剽窃確認を行ってください。
なお、予備審査に必要となる学位論文等関係書類については、適宜学位申請希望者から提出させてください。
- (3) 当該専攻主任は、予備審査を完了したときは、学位申請書の「専攻主任確認印」欄に押印してください。
- (4) 学位申請希望者は、予備審査完了後、学位申請書等申請書類一式を学務課教務係に提出するとともに、申請の際に論文審査手数料57,000円を銀行振り込みにより納めることとなります。
- (5) 学務課は、学位申請書の当該専攻主任の確認印及び所定の書類が揃っていることを確認したときは、申請を受理します。

3. 本審査

- (1) 学位申請書受理後は、本学学位規則及び学位審査取扱規程にしたがって、本審査を行うこととなります。
- (2) 当該専攻主任は、学務課から申請を受理した旨の通知があったときは、5人以上の審査委員候補者を選考し、専攻会議の承認を得たうえで、別紙様式1によりその名簿を学務課教務係に提出してください。
- (3) 学長は、提出された名簿に基づいて教授会に審議を行わせ、その意見を聴いて、審査委員会を設けるとともに、主査及び副査を指名します。
- (4) 当該専攻主任は、学位論文発表会の日程が決まったら、別紙様式2により開催通知を学務課教務係に提出してください。
- (5) 学務課は、この開催通知に基づき全教員及び全技術職員にメールにより通知します。
- (6) 審査委員会の委員は、学位論文発表会に出席してください。
- (7) 審査委員会は、申請者が大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認を行ってください。なお、この際に、前述の申合せに留意してください。
- (8) 審査委員会は、学位論文の審査及び学力の確認が完了したときは、直ちに次の書類を

学務課教務係に提出してください。

- | | | |
|----------------------|---|--------------|
| ① 審査委員会報告書 | } | 書類は後日学務課より送付 |
| ② 論文審査の結果の要旨 | | |
| ③ 学力の確認結果の要旨 | | |
| ④ 論文審査の学位授与審査の結果について | | |
| ⑤ 論文目録（2部） | | |

※ 審査委員会が、公表の方法及び時期について本学学位規則第14条の規定に該当する旨確認したときは、審査委員会主査は論文目録の末尾に署名捺印してください。

4. 学位の授与

- (1) 教授会は、審査委員会からの報告に基づき、学位授与の可否について審議し、その結果を学長に報告します。
- (2) 学長は、教授会の報告に基づき、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与出来ない者にはその旨通知します。

以 上

不明な点は、学務課教務係（Tel 47-9246、9248）に問い合わせてください。